

公文書管理法、各府省の行政文書管理規則に基づき、また、行政文書の管理に関するガイドライン等を踏まえて、行政文書の適正な管理を徹底してください。

特に以下の点に留意願います。

- ・ 行政文書ファイル管理簿への記載
- ・ 新型コロナウイルス関係文書
- ・ 組織間の文書の引継
- ・ 秘密文書の管理
- ・ 行政文書の電子的管理